令和８年秋の全国交通安全運動国土交通省実施計画

令和８年７月 16 日

令和８年秋の全国交通安全運動は、「令和８年秋の全国交通安全運動推進要綱」（令和８年７月１日付け中央交通安全対策会議交通対策本部決定）に基づき、「〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進」、「〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶」及び「〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底」を全国重点として、９月 21 日（月）から 30 日（水）までの期間、実施されるものである。

国土交通省は、実施に当たって、下記のとおり実施項目を定め、関係団体に対し事前の準備を働きかけることにより、本運動に積極的・効果的に取り組むこととする。

なお、本運動期間中の９月 30 日（水）が「交通事故死ゼロを目指す日」であることを踏まえ、本運動の展開に併せて、その趣旨が国民に正しく理解されるよう努めるものとする。

記

１．自転車等通行空間の通行ルールの周知徹底

自転車は「車両」であり車道通行が大原則という考えのもと、国土交通省と警察庁で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（令和６年６月最終改定）において、「自転車道」「自転車専用通行帯」に加え、「自転車と自動車を車道で混在（車道混在）」の法定外表示である矢羽根型路面表示の整備を推進しているところである。

交通安全の確保のためには、特定小型原動機付自転車が自転車と同様の空間を走行することも踏まえ、自転車等通行空間の整備に合わせて、地域住民に対し、整備形態に応じた通行ルールの周知を行うこととする。

また、国民の手本となるよう、国及び地方公共団体の所属職員に対して、「自転車安全利用五則」を活用するなどし、自転車ヘルメット着用を含む自転車通行ルール等の周知を図る。

さらに、地方公共団体による条例制定を支援するほか、情報提供を強化すること等により、自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図る。

２．交通安全施設等の点検

令和７年中の交通事故死者数は 2,547 人で、高齢者の死者数が全体の死者数の半数を占めるなど、交通事故情勢は依然として厳しい状況が続いている。

このような交通事故の発生状況に鑑み、「通学路の交通安全の確保に向けた取組の更なる推進について」（平成 28 年 11 月 28 日付け国土交通省道路局国道・防災課

長、環境安全課長通達)、「未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保について」(令和元年６月 18 日付け国土交通省道路局国道・技術課長、環境安全・防災課長通達)、「通学路における交通安全の更なる確保について」(令和３年７月９日付け国土交通省道路局国道・技術課長、環境安全・防災課長通達）等を踏まえ、地域の人々や関係市区町村、関係機関等と連携した合同点検の体制の確認を行うとともに、以下の５つの観点について、重要性を確認することで、所管する道路の点検に積極的に取り組み、点検結果に基づき必要な措置を実施するよう意識の定着を図る。

① 歩行中・自転車乗用中の事故を防止する観点から、事故が多発または発生する恐れのある生活道路、駅周辺、商店街、交通量の多い踏切等において、特に歩行者・自転車の安全な運行を確保するため交通安全施設等を点検すること。
② こどもが安全に通行できる道路交通環境を確保する観点から、通学路、未就学児の移動経路等を中心に、歩行空間、交通安全施設等を点検すること。
③ 高齢者等の歩行中の事故を防止する観点から、高齢者等の利用する機会の多い施設周辺において、歩道の段差、傾斜、勾配、整正状況及び視覚障害者誘導ブロックの連続性等を点検すること。
④ 事故発生割合の高い箇所や重大事故が多発している箇所等において、交通事故の発生状況に応じて交通安全施設等を点検すること。
⑤ 「生活道路の交通安全に係る新たな連携施策「ゾーン 30 プラス」の推進について」(令和３年８月 26 日付け国土交通省道路局国道・技術課長、環境安全・防災課長通達）に基づき、生活道路の交通安全対策の一つとして「ゾーン 30 プラス」の整備も念頭に点検すること。

３．道路の利用の適正化等

（１）歩道を不法に占用している看板、商品等が交通安全上及び防災上の支障となっていることに鑑み、道路の不適正な利用状況を是正するため、道路利用者の視点から道路パトロール等を実施し、道路の正しい使い方の指導を行うこと。特に悪質な事例については監督処分等必要な措置を講じ、道路の適正な利用を徹底させる。

　また、駅周辺並びに市街地中心部等における大量の放置自転車等（原動機付自転車を含む）について、条例等に基づき対処する。さらに、交通安全上障害になっている路上放置車両についても、「交通上の障害となっている路上放置車両の処理方法について」(平成５年３月 30 日付け建設省道路局道路交通管理課長通達)等に基づき対処する。

（２）市街地における道路上又は道路に接した場所における建設工事に起因する交通事故を防止するため、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(平成５年１月 12 日付け建設事務次官通達）に基づき、安全柵、保安灯、標示施設等が適切に設置され

ているか点検するとともに、同要綱の趣旨を工事の起業者及び施工者に周知徹底させる。

４．大型車両等の通行についての指導取締り

（１）大型車両等による交通事故を防止し、併せて道路の保全を図るため、道路法及び車両制限令の違反者に対し、「車両の通行の制限について」（昭和 53 年 12 月１日付け建設省道路局長通達）を踏まえ、道路法及び車両制限令の趣旨及び内容について事業者及び荷主等に対して積極的に広報活動を行い、また関係機関との連携を取りつつ、取締り、指導を徹底する。

（２）高速自動車国道等における大口・多頻度割引の利用者で道路法及び車両制限令の悪質な違反者に対しては、利用約款に基づき、割引の停止、カード利用の停止又は資格の取消し等の措置を徹底する。また、利用申込者に対しては、上記の措置を盛り込んだ利用約款の趣旨の周知を図る。

（３）道路を保全し、大型車両等の安全な通行を確保するため、道路構造の点検に合わせて重量・高さ等の制限箇所について点検を行い、補修等の必要な措置を講ずる。

（４）危険物運搬車両について、「危険物運搬車両の事故防止等対策についての申合せ」（平成９年 12 月 12 日付け関係省庁等申合せ）に基づき、危険物運搬車両の通行に関する交通安全啓発活動を推進するとともに、関係機関との連携を取りつつ、道路法及び車両制限令違反車両の取締りの実施、交通事故発生時の対応の強化を図る。

（５）建設工事の施工に伴う土砂、産業廃棄物等を運搬するダンプトラック等の過積載による違法通行を防止するため、「過積載による違法運行防止対策について」（平成６年４月 20 日付け建設省建設経済局長・道路局長通達）を踏まえ、施工者に趣旨を周知徹底させる。

５．事業用自動車等の安全運行の確保

（１）平成 28 年１月 15 日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、この種の事故の再発防止のため、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において同年６月３日にとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた事項等に基づき、着実な安全対策を実施する。

（２）自動車運送事業者に対し、運輸安全マネジメントを徹底し、輸送の安全が最優先であるという意識を内部に浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図る。

（３）事業用自動車の安全運行の徹底を図るため、自動車運送事業者団体を通じて、

自動車運送事業者、運行管理者及び貨物軽自動車安全管理者に対し、次の事項に重点を置いた取組を推進するよう指導する。

① シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしておくことはもとより、安全確保のため、車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に着用状況を目視等により確認すること。

② 運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成 26 年４月 18 日改訂）に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等を把握し、健康状態に異常が認められた場合には運転者を交替させる等、適切な運行管理を徹底すること。

③ 過労運転や睡眠不足による事故を防止するため、これら生理的要因が交通事故を引き起こす恐れがあることを運転者に理解させるとともに、日々の点呼における疲労、睡眠不足の状態の確認や、適切な運行指示書の作成などの運行管理を徹底すること。

④ 乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作を絶対に行わないよう、また、横断歩道において歩行者を優先するよう徹底すること。

⑤ 運転者に対し、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性を周知し、その防止を徹底すること。また、適性診断の結果も活用するなどして、運転者に対し「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導すること。さらに、ドライブレコーダーの利用及びその映像の活用を図ること。

⑥ 子供、高齢者、障害者等に配意し、歩行者及び自転車利用者の安全確保を図ること。

⑦ 飲酒運転の根絶に向けた運転者に対する指導監督を適切に実施するとともに、運行の際には、アルコール検知器の使用による酒気帯びの確認を確実に行うなど、厳正な点呼を実施し、飲酒運転の絶無を図ること。

⑧ 覚せい剤や危険ドラッグ等薬物の使用防止の指導・啓発を徹底すること。

⑨ 夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び、暗い道等での走行用前照灯（上向き）とすれ違い用前照灯（下向き）の小まめな切替えを励行すること。

⑩ 車高、視野、死角、内輪差、制動距離等各自動車の構造上の特性を把握し、安全確保を徹底するよう指導すること。

⑪ 進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を充分に確かめるとともに、後退時等に周囲の歩行者等に対して警報を発する装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないよう指導すること。

⑫ 乗合バスにおいては、車内事故の発生が多いことを踏まえ、停車・発車時における車内確認の徹底や車内アナウンスの実施等を確実に行い、その防止対策を推進すること。

⑬ タクシーにおいては、交差点内での出会い頭事故や夜間の事故発生が多いこと

を踏まえ、一時停止すべき場所での確実な停止を徹底する等、その防止対策を推進すること。

⑭ トラックにおいては、追突事故の発生が多く、車間距離確保と制限速度遵守等、その防止対策を推進すること。

⑮ 軽トラックにおいては、適性診断の受診及び安全管理者講習の受講等、安全対策を推進すること。

⑯ 事業用自動車事故調査委員会の調査報告書に提言されている再発防止策を推進すること。

（４）重大事故及び酒酔い・酒気帯び運転等悪質な法令違反を引き起こした自動車運送事業者等に対し重点的に監査を実施するとともに、遵守事項の違反があった場合には厳格な行政処分を実施する等により、自動車運送事業者における法令遵守の徹底を図る。

（５）自動車運送事業の利用者の安全に関する意識の醸成・高揚を図る観点から、安全対策が確保された優良事業者の選定に資するよう、自動車運送事業者の安全に関する情報の積極的かつ分かりやすい提供に努める。

（６）自家用有償旅客運送についての安全の確保及び利用者の信頼確保に万全を期すため、自家用有償旅客運送者に対し、輸送の安全確保のための必要な運行管理体制や運転者の要件等について、あらゆる機会をとらえた周知に努める。

（７）いわゆる白タク・白トラ・白バス行為については、関係機関との連携の下、抑止に向けた広報啓発活動を行うとともに、関連情報の収集・共有を図る。

６．車両の安全対策の推進

（１）より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発のため、自動車販売関係団体、自家用自動車関係団体等を通じ、また、あらゆる機会を活用して、自動車アセスメントによる車種別安全性能（衝突安全性能及び予防安全性能等）の比較情報や衝突被害軽減ブレーキの性能認定制度の認定結果の提供等により、高齢者をはじめとするユーザーに対し、衝突被害軽減ブレーキ等を備えた安全運転サポート車などの高齢運転者の安全運転にも資する自動車及び安全装置の普及促進を図るとともに、その正しい使い方の啓発を行う。

（２）自動車運送事業者団体、自動車整備事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じ、自動車運送事業者、整備事業者、レンタカー事業者、整備管理者、自家用自動車使用者等に対し、次の事項に重点を置いて、適切に点検整備されていない車両及び不正改造車の排除と車両の安全確保の徹底について、「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」等との連携を図り効果が上がる取組がなされるよう、指導・啓発する。また、点検整備にあたって必要となる情報の提供

について自動車製作者等を指導する。
① 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施
② 不正改造の禁止

（3）警察との密接な連携により、不正改造車等が集結する場所等において街頭検査を効果的に実施し、無車検・無保険車両、適切に点検整備されていない車両（衝突事故につながる摩耗タイヤの装着等)、及び不正改造車（違法マフラーの装着、不適切な着色フィルムの貼付や装飾板の装着、速度抑制装置の解除・取外し、突入防止装置の取外し、過積載等を助長するさし枠の取付け、シートベルト警報装置を解除する用品の取付け等）の発見・排除に努める。
　また、ホイール・ナット脱落等による車輪脱落事故や車両火災事故、スペアタイヤ落下による事故等を防止するための確実な点検整備の励行について指導を行う。

（4）リコールに関する一般ユーザーからの不具合情報を円滑に入手できるよう、自動車不具合情報ホットラインの周知に努める。

7．全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車運送事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じ、次の事項に重点をおいて、全ての座席での正しい方法によるシートベルトの着用又はチャイルドシートの使用の徹底について指導・啓発する。

（1）トラック事業者、タクシー・ハイヤー事業者及びバス事業者に対しては、乗務員に対する適正なシートベルトの着用の徹底を指導する。

（2）乗客の安全を図るため、タクシー・ハイヤー事業者及び貸切バス等のバス（路線バス等でシートベルトを備えていないバスを除く）を運行する事業者に対しては、次の事項を実施するよう指導する。
① 運行前に、シートベルト及び座席の不具合の有無を点検すること
② シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
③ 乗客にシートベルトの着用を促すこと
④ 乗客のシートベルトの着用状況を発車前に点検すること
⑤ タクシー・ハイヤー事業者は、シートベルト着用のステッカーを作成し、車内に貼付すること。
⑥ 高速自動車国道等を走行する貸切バス等のバスにおいては、リーフレットを座席ポケットへ備え付けるなどして、あらゆる機会を捉え、シートベルトの着用について乗客への注意喚起を行うこと。

（3）自家用自動車使用者に対しては、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用の徹底及び先進安全技術の正しい使い方について情報提供を行い、安全意識の高揚を図る。

（４）幼児等を同乗させる自家用自動車使用者に対しては、チャイルドシートの正しい取り付け方及び製品の安全性に関する比較情報等について情報提供を行い、安全意識の高揚を図る。

８．事業用自動車の事故等の情報の提供

事業用自動車による重大事故の発生状況（事故速報に基づくもの）、事業用自動車に係る各種安全対策等について、メールマガジン「事業用自動車安全通信」等で情報を提供することにより、自動車運送事業関係者等の安全意識の高揚を図る。

９．鉄軌道の安全確保

鉄軌道の安全を確保するため、鉄軌道事業者に対し次の事項を中心に指導する。

① 運転取扱いにおける基本動作の徹底、異常時における安全な運転取扱い及び運行管理の徹底
② 災害・火災発生時等における迅速かつ的確な避難誘導及び情報提供
③ 線路、信号保安設備及び車両等の点検整備の徹底
④ ホーム事故防止のため、安全設備の点検整備の徹底、その使用方法の旅客への周知及び旅客への注意喚起
⑤ 踏切保安設備等の点検整備の徹底及び踏切通行者（特に子供とその保護者及び高齢者）等に対する啓発活動の推進
⑥ 線路内立入り及び置石等を防止するため、線路巡回、啓発活動（特に子供とその保護者）等の推進

１０．広報活動の推進

関係団体等を通じ、本年９月 30 日（水）が「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことに留意しつつ、次の広報活動を展開する。

（１）交通安全意識の高揚を図るため、横断幕、ホームページ等による広報活動や路側放送等を活用した交通安全の呼びかけ等を行うとともに、マスメディアに対し、交通安全運動に関する情報の提供等の働きかけを行う。

（２）一般道路利用者が多く集まる道の駅、サービスエリア、パーキングエリアや、庁舎ロビー等の施設を活用して、関係機関との連携の下に、交通安全に関する広報啓発活動を積極的に実施する。

（３）車内放送を通じ、また、車両、駅、停留所、事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲示し、本運動の趣旨を一般に周知する。

（４）関係団体の広報誌やポスター掲示等を通じ、また、事業用自動車の運転者及び運行管理者を対象とする講習会等を開催し、本運動の趣旨及び次の広報事項を周

知する。

① 歩行者及び自転車利用者（特に子供と高齢者）の安全や乗合バス等における高齢の乗客の保護に配慮

② 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

③ より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発

④ 自賠責制度の役割と交通事故被害者保護の重要性

⑤ 飲酒運転や無免許運転、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用運転等、悪質・危険な運転行為の禁止の徹底

⑥「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止

⑦ 不正改造の禁止・不正改造車の排除の徹底及び自動車の点検整備の励行促進

⑧「迷惑駐車をしない、させない」の励行

（５）道路交通の安全の確保を図るため、落石や道路標識の破損等道路を安全に通行する際に支障となる事象を協力者から道路管理者へ通報等を行う「ボランティア・サポート・プログラム」について、広報活動の機会を活用して、特に、道路利用者にその趣旨を理解していただき、制度の普及、充実を図る。

１１．海上・航空交通の安全確保

海上交通分野においては、平成 30 年２月に原則として全ての乗船者に対して義務化された小型船舶乗船者のライフジャケット着用義務について、リーフレットの配布やインターネットの活用など様々な方法で周知の徹底を図る。また、令和４年４月 23 日に北海道知床で発生した遊覧船事故を受けて、同年 12 月に取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」を踏まえ、旅客船の安全・安心な運航の確保を図る。

航空交通分野においては、航空交通の安全を確保するため、定期航空運送事業者に対し利用者へのシートベルト不着用等の安全阻害行為等の防止について指導する。また、令和６年１月２日に羽田空港で発生した航空機衝突事故を受けて、同年６月 24 日に取りまとめられた「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会中間取りまとめ」を踏まえ、さらなる安全・安心対策を着実に実施する。